

一管区水路通報要覧

令和7年1月10日

第一管区海上保安本部

- 1 船舶交通安全のための情報提供について
- 2 情報提供依頼について
- 3 防衛省による射撃等訓練について
- 4 定置網について
- 5 水路図誌等の複製及び類似刊行物の発行について
- 6 水路図誌の販売所について
- 7 水路通報等の閲覧について
- 8 「海水情報センター」の設置について
- 9 海水に関する航行警報について

1 船舶交通安全のための情報提供について

(1) 概要

海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

ア 水路通報

種 類	情 報 内 容	使 用 語	提 供 方 法
水 路 通 報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語（必要に応じて英語を併記）	インターネット（原則として毎週1回又は随時）

イ 航行警報

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用してください。

種 類	情 報 内 容	使用語	提 供 方 法
NAVAREA XI 航 行 警 報	距岸約 300 海里以遠の大洋における船舶交通安全のため緊急に必要とする情報	英語	通信衛星による自動受信方式、インターネット（随時及び定時）
N A V T E X 航 行 警 報	距岸約 300 海里以内の沿岸海域における船舶交通安全のため緊急に必要とする情報	日本語 英語	自動受信方式、インターネット（随時及び定時）
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺海域における日本船舶の交通安全のため緊急に必要とする情報	日本語	インターネット、ファクシミリ放送等（共同通信社、全国漁業無線協会を經由）（随時及び定時）
地域航行警報	管区海上保安本部及び海上保安部等の担任水域内の港則港適用港及びその付近海域における船舶交通安全のための緊急に必要とする情報	日本語 英語	無線電話、インターネット（随時及び定時）

(2) 一管区が提供する船舶交通安全情報

当管区では、北海道沿岸及び周辺海域における船舶交通の安全に関する情報を収集・整理し、「一管区水路通報」及び「一管区地域航行警報」として船舶・漁船・海事関係者等へ提供しています。なお、提供内容についての注意事項は次のとおりです。

- ・位置情報は、世界測地系(WGS-84)による経緯度で示します。
「付近」と付記した経緯度は海図上での概略の位置を示したもので、正確な位置を示してはいません。また、数値による位置表示が困難な場合は、図により概略の位置を示しています。
- ・方位は、真方位(0°から時計回りに360°まで)を用い、16方位は、概略の方位を示しています。灯台の光の可視部分やその範囲、指向灯、導灯についての方位は海上からの真方位で示しています。
- ・時刻は、0000から2400までの日本標準時の24時間制を用いています。

ア 一管区水路通報

原則として毎週金曜日に発行し、インターネットにより提供しています。
提供内容は、下記URLにおいて、閲覧・ダウンロードできます。
過去の一管区水路通報についても掲載しています。

※「一管区水路通報」は海図を補正するものではありません。海図補正のための情報は「水路通報」により入手してください。

【一管区水路通報】 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

【水路通報】 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/nm.html>



イ 一管区地域航行警報

「港則法の適用港及びその付近」における水中障害物に関する情報や、灯台の一時的な消灯といった船舶の安全な航行のために緊急に周知が必要な情報を「無線電話」及び「インターネット」により提供しています。

・無線電話

海岸局呼出名称	使用語	電波の型式及び周波数	再送信時刻(JST)
ほっかいどうほあん	日本語	F3E 156.8MHz	10時25分00秒
HOKKAIDO COAST GUARD RADIO	英語	(国際VHF ch16)	16時25分00秒

・インターネット

【航行警報】 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

【海しる】 <https://www.msil.go.jp> (海洋状況表示システム)



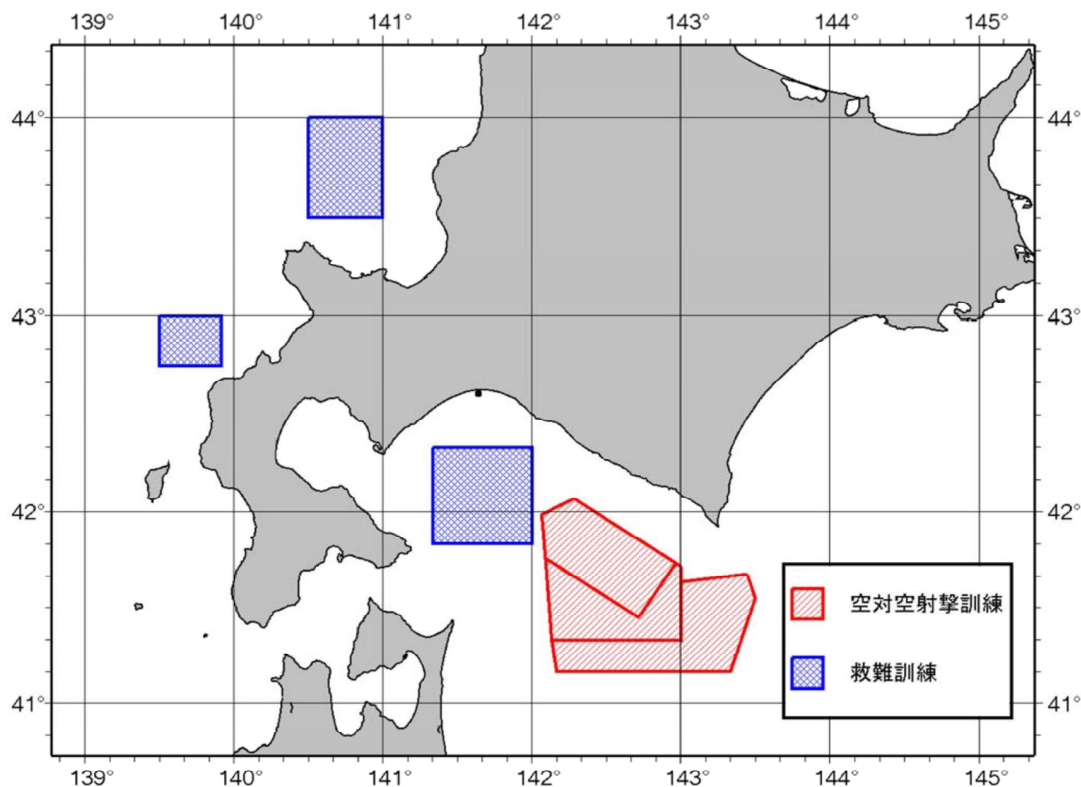
2 情報提供依頼について

漂流物、水深の変化、航路標識の異常など、船舶交通の安全に関する事項及び水路図誌の内容で訂正する必要がある事項を発見した場合は、速やかに最寄りの海上保安部署に通報してください。

※水路図誌とは、海図と水路書誌(水路誌と特殊書誌)を総称した海上保安庁の刊行物です。

3 防衛省による射撃等訓練について

北海道周辺では、防衛省による射撃訓練及び救難訓練が周年実施されています。訓練区域は下図のとおり設定されています。また、これ以外にも海上保安庁及び防衛省などによる訓練が随時実施されます。個別の訓練については、その都度、「一管区水路通報」で情報提供しています。



4 定置網について

北海道沿岸の距岸2海里(ところにより5海里)以内の海面には定置漁網が至る所に存在しています。漁業法による定置漁業の概略の位置は「海しる」に記載されています。

新たに設置された漁網で、船舶の航行に支障をきたすおそれがあるものについては、「一管区水路通報」に掲載します。

【海しる】<https://www.msil.go.jp> (海洋状況表示システム)



5 水路図誌等の複製及び類似刊行物の発行について

- (1) 海上保安庁以外の者が、海上保安庁の刊行した水路図誌若しくは航空図誌を航海若しくは航空の用に供するために複製し、又は当該水路図誌若しくは航空図誌を使用して航海若しくは航空の用に供する刊行物を発行しようとするときは、海上保安庁長官の承認が必要です。
- (2) 海上保安庁の刊行した海図、航空図、水路誌又は灯台表に類似の刊行物を発行しようとする者は、海上保安庁長官の許可が必要です。

詳細については、第一管区海上保安本部海洋情報部(0134-27-0118)までお問い合わせください。

6 水路図誌の販売所について

水路図誌は、一般書店では販売しておりません。

購入できる北海道の主な水路図誌販売所(取次店)は、下表のとおりです。

販売所(取次店)名	所在地	電話
島田燈器工業(株) 札幌営業所	札幌市東区北 22 条東 16-4-21	011-789-8711
(株)杉本船具店	網走市南 3 条東 3-11	0152-43-2630
小樽船用品(株)	小樽市オタモイ 1-8-1	0134-64-7011
(有)カラットマリンシステム	小樽市築港 5-2	0134-25-3227
三洋電気船具(株)	釧路市浜町 1-4	0154-23-2241
北洋海運(株)	苫小牧市元中野町 4-1-7	0144-34-6105
北海道船用品(株) 苫小牧営業所	苫小牧市汐見町 1-2-2	0144-35-2601
(株)ヤマレン	根室市本町 3-27	0153-23-2221
北海道船用品(株) 函館支店	函館市弁天町 25-2	0138-23-0721
(株)ヤマス	函館市末広町 21-20	0138-22-4195
(有)港屋材具	北斗市久根別 1-23-22	0138-73-0989
北海道船用品(株)	室蘭市海岸町 3-3-5	0143-22-1321
北見船具販売(有)	紋別市港町 4-2-24	0158-23-3552
水野船具店	稚内市港町 1-6-24	0162-23-3904
小樽船用品(株) 稚内営業所	稚内市中央 4-15-32	0162-23-3987

その他の地域の「販売所」及び「取次店」については、特殊書誌第 900 号「水路図誌目録」を参照してください。また、第一管区海上保安本部海洋情報部において水路図誌を閲覧することができます。

7 水路通報等の閲覧について

下記の管内各事務所で水路通報等を閲覧することが出来ます。

名称	所在地	電話
第一管区海上保安本部海洋情報部	小樽市港町 5-2	0134-27-0118
函館海上保安部	函館市海岸町 24-4	0138-42-1118
小樽海上保安部	小樽市港町 5-2	0134-27-6118
室蘭海上保安部	室蘭市入江町 1-13	0143-23-0118
釧路海上保安部	釧路市南浜町 5-9	0154-22-0118
留萌海上保安部	留萌市大町 3-37-1	0164-42-0656
稚内海上保安部	稚内市開運 2-2-1	0162-22-0118
紋別海上保安部	紋別市港町 5-3-10	0158-23-0118
根室海上保安部	根室市琴平町 1-38	0153-24-4183
網走海上保安署	網走市南 5 東 7	0152-44-9118
苫小牧海上保安署	苫小牧市港町 1-6-15	0144-33-0118
江差海上保安署	江差町字姥神町 167	0139-52-5118
瀬棚海上保安署	せたな町瀬棚区南川 176-3	01378-7-2634
浦河海上保安署	浦河町潮見町 42-1	0146-22-9118
広尾海上保安署	広尾町並木通東 1-12-1	01558-2-0118
羅臼海上保安署	羅臼町船見町 132	0153-87-2274
根室海上保安部花咲分室	根室市花咲港 434	0153-25-4012

8 「海氷情報センター」の設置について

第一管区海上保安本部では、毎年12月下旬から翌年の4月下旬頃まで「海氷情報センター」を設置しています。海氷が北緯46度線より南方に確認されている間は、インターネットにより海氷情報を入手することができます。

航行中に流氷を発見した場合は、「海氷情報センター」（電話0134-27-0118(内線2535)）または最寄りの海上保安部署等に連絡をお願いします。

【海氷情報センター】 <https://ww1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



9 海氷に関する航行警報の発出について

海氷域が、太平洋側又は日本海側に流出した場合は、航行警報により情報提供をしています。港則法適用港及び付近の情報は「一管区地域航行警報」により情報提供します。距岸約300海里以内の沿岸海域の情報は「NAVTEX航行警報」を利用ください。

【航行警報】 <https://ww1.kaiho.mlit.go.jp/TUH0/keiho/navarea11.html>



=====
一管区水路通報要覧に関するお問い合わせ先

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515)
=====